

平成24年3月29日
総務省

「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案」
に対する意見

現時点では、以下のような点について地方公共団体の意見を十分に聴取する必要があると考えます。

- ① カジノ事業者に対する国と地方公共団体の関わり方など国と地方公共団体の基本的な役割分担のあり方
- ② 法律の目的に、地方の財政の改善に資するものであることを明確に規定すること
- ③ 地方公共団体の納付金及び入場料についても、法律でその基本的な枠組みを定めること
- ④ カジノ施設の収益が社会に還元されることが基本とされていることや、国と地方公共団体の役割分担等を踏まえた上で、特定複合観光施設区域外の地方公共団体への収益の均てん化の枠組みを法律で定めること

【参考】公営競技の適正な運営について（昭和54年6月21日 公営競技問題懇談会座長 吉国一郎）（抜粋）

公営競技の施行権及びその収益については、均てん化を進める方向でできるだけ配慮する必要がある。